

第8章 整備

8-1. 整備の方針

名勝水郷柳河における整備は、「保存のための整備」と「活用のための整備」に大別することができる。本章では、第6章「保存」において示した方針に基づく「保存のための整備」の手法を8-2に、第7章「活用」において示した方針に基づく「活用のための整備」の手法を8-3にそれぞれ整理し、さらに構成要素毎の今後の具体的な整備方針を8-4に示した。

(1) 保存のための整備

① 構成要素の安定的な維持のために行う復旧（修理）

名勝の本質的価値を表す構成要素を安定的に維持するために復旧（修理）を行う場合には、可能な限り対象となる箇所の履歴及び景観的な特質を踏まえ、最適の材料・工法等を選択することとする。また、構成要素が、材料・材質、形態・意匠、用途・機能のいずれか又は全てを築造当時又は白秋の時代から継承している場合には、可能な限りそれらの保存（維持・継承）に努める。

② 樹木の計画的管理のための整備

掘割沿いの樹木は、水面に影を落とし掘割の風致景観を形づくる諸要素としての保存及び掘割・歩道を往来する人命等の安全の双方の観点から、計画的に枝ぶり・根張り等の管理を行う。特に、掘割の近傍において大木と化し、護岸の石積みの孕み・緩み及び擁壁の亀裂等のき損の原因となっている樹木をはじめ、掘割における川下り船の通行を阻害している樹木に関しては、日常的な軽度の枝打ち及び1～2年の短い周期による剪定を行うのみならず、長期的な展望の下に公共事業の観点から20～30年の周期で循環的に強剪定を行う。

(2) 活用のための整備

① 名勝水郷柳河の本質的価値の理解を助けるための整備

第7章において示したとおり、名勝の本質的価値への理解を助けるための活用方策と連動して、立地・周辺環境の状況にも配慮しつつ、統一した意匠・形態・材料の下に案内板・道標等の解説装置を系統的に設置する。

② 民有地における親水性を高めていくための整備

将来にわたり掘割沿いに住み続けるという名勝水郷柳河に独特の活用のあり方を実現していくために、日々の暮らしの中で名勝水郷柳河らしさを身近に感じることができるよう、汲水場をはじめとする水辺の環境整備を積極的に行う。

また、親水性を高めていくための整備として、周辺の景観づくりが挙げられる。長期的な視点に基づき目指すべき景観を設定し、それに近付けていけるよう整備・誘導を図ることとする。目指すべき景観は、柳川市景観計画及び掘割を守り育てる行動計画の目指す方向性に沿うものであるが、詳細な手法及び実施すべき事業の優先度は場所毎に異なるため、詳細を8-4及び附属資料（p.116）に示す。

③公共空間における親水性を高めていくための整備

掘割沿いの公共空間においては、観光施策等と連動しつつ、名勝に相応しい散策・観賞の行為を通じて掘割の水面に親しめるような環境整備を行う。

8-2. 保存のための整備

(1) 掘割

①掘割の護岸

掘割の護岸整備にあたっては、以下の考え方にに基づき材料・工法の選択を行う。

- i) 当該箇所¹の歴史性（築造当時の工法等）を踏まえた護岸形式を選択する。（※）
- ii) 土地の造成等により改変が進んでいる場合及び築造当時の工法が不明である場合は、当該箇所¹の状況に応じ、石積み護岸又は木柵等により、地区の歴史性及び名勝の風致景觀に配慮した護岸形式を選択する。
- iii) やむを得ない事情により上記 i)・ii) を適用できない場合に限り、現状復旧にとどめてよいこととするが、出来る限り名勝の風致景觀に配慮した意匠・形態（規模・色彩）を選択する。

（※）当該箇所¹の歴史性を踏まえた護岸形式の考え方

寛政年間の絵図（「沖端町御絵図」・「御家中絵図」、図 8-1）には、本丸・二の丸・三の丸及び曲輪と呼ばれる区画の範囲とともに、当時築かれた土塁の位置及び土地の区画が示されている。また、「柳河明證圖會」等の絵図（図 8-2）にも、石垣・土塁の位置が示されている。したがって、このような歴史資料から築造当時の掘割の護岸形式を推測することができる。

以下に、築造当時の工法及び一部改変を経た現在の工法の分類別に、今後の改修方法と留意事項を示す。

表 8-1 築造当時及び現在の工法別の今後の改修方法と留意事項

築造当時の工法	現在の工法	今後の改修方法と留意事項
空石積み	空石積み（在来工法）	在来工法を用いた石積み護岸への改修（復元的整備）を行うことが望ましい。
	練石積み	
	コンクリート（擁壁・ブロック等）	
土坡	土坡	護岸の強度、安全性等に問題がなければ土坡のままとする。補強が必要な場合は木柵を用いた根固めを行う。 ただし、隣接地の利用にあたり、水際に建築物を建設するのに伴って護岸の補強が必要な場合は、石積み護岸としても良い。
	木柵	改修が必要な場合は、原則として引き続き木柵を用いる。 ただし、隣接地の利用にあたり、水際に建築物を建設するのに伴って護岸の補強が必要な場合は、石積み護岸としても良い。
	練石積み	護岸の状況に応じ、石積み護岸又は木柵により改修を行う。
	コンクリート（擁壁・ブロック等）	

なお、掘割の護岸整備にあたっては、「柳川市公共事業景観ガイドライン（案）」においても「水路護岸」として整備の指針が示されていることから、本計画に示す改修方法との整合を図る（図 8-3）。

②掘割の附属物

防護柵・配管等の掘割の附属物を整備するにあたっては、「柳川市公共事業景観ガイドライン（案）」における「水路附属物」の指針を参照するものとする。

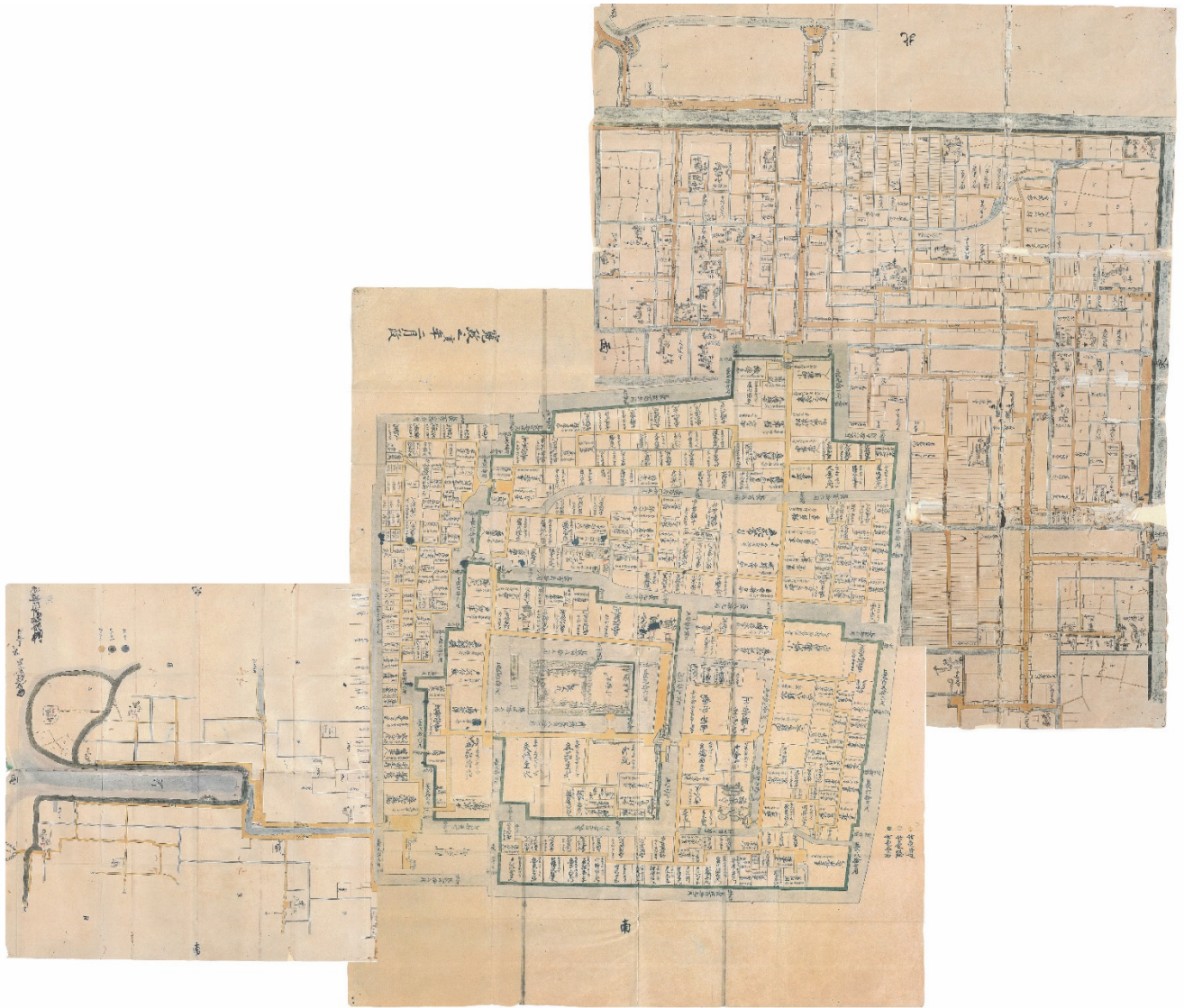


図 8-1 寛政年間の絵図⁵

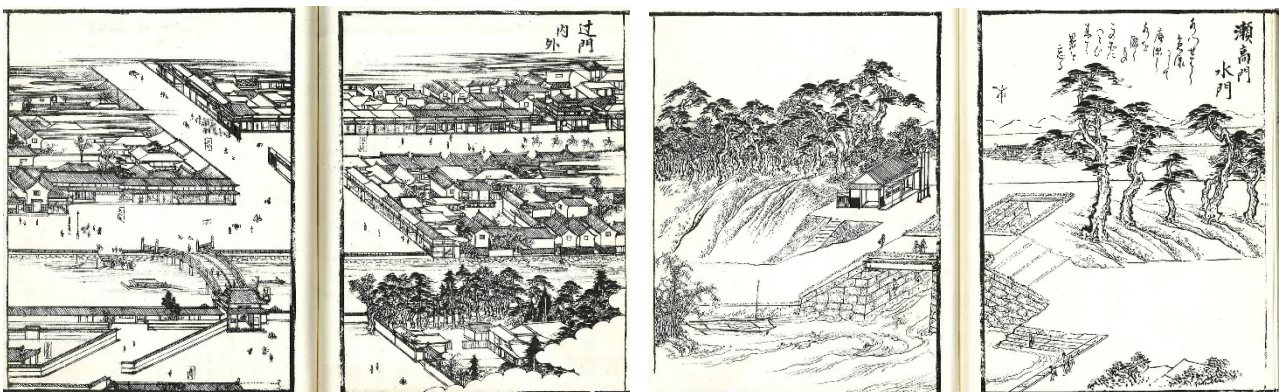


図 8-2 「柳河明證圖會」にみられる石積み護岸・水門・汲水場・土塁（左：辻門内外、右：瀬高門水門）

⁵左より「沖端町御絵図」寛政2年（1791）、「御家中絵図」寛政3年（1792）、「町小路絵図」寛政3年（1791）。柳川城下町の地形及び掘割が描かれている。図中に水色で表示された部分は掘割の水面、水面沿いに緑色で表示された部分は土塁。

2.4 水路に関する事業

- 水路は基本的に風景の中で背景(地)となるよう整備がされるものです。
- 水路護岸および水路付属物に関する景観への配慮事項を表-8に示すように設定します。
- 水路護岸の望ましい形式については、表-9に示すように設定します。
- 景観保全ルートにおける検討では、事業主体や管理者とまちづくり課が十分に協議・調整を行った上で、周囲の景観の背景となるように検討します。必要に応じて景観アドバイザーを含めた協議を行います。
- 景観保全ルート外における検討において事業主体のみで判断が難しい場合には、まちづくり課と協議を行い、必要に応じて景観アドバイザーを含めた協議を行うことも可能です。

表-8 水路護岸及び水路付属物に関する景観への配慮事項

検討事項	中心市街地エリア			特記事項
	城郷周辺地区	旧城下町地区	西鉄柳川駅周辺地区	
水路護岸				
景観保全ルート	景観保全ルート	①石積み原則とする。他の護岸形式の箇所を整備・補修する際には、石積みに変更する。 ②周囲の護岸が木柵の場合、あるいは背後が崖地の業種り水路の場合などは木柵護岸を適用する。 ③やむを得ない事情により石積みや木柵を適用できない場合に限り、現状復旧にとどめる。	(該当ルートなし)	水路護岸の天端や法肩は面取りを行い、補装をほどこす、といった印象をよわらげない工夫が効果的である。
	景観保全ルート外	①旧城下町地区の掘削は現状復旧を基本とする。 ②可能であれば、石積みや木柵の護岸形式での整備・補修に努める。	水路の護岸は、出来る限り望ましい形式をとる	
水路付属物				
景観保全ルート	景観保全ルート	①防護柵はなるべく設けないよう配慮する。 ②設ける場合には、出来る限り生け垣を用いる。 ③やむを得ず防護柵を設ける場合には、ダークグレー【10YR3/0.5】・ダークブルー【10YR3/0.5】やダークブラウン【10YR2/1】や黒系、光沢のないものを用いる。	(該当ルートなし)	木柵は不自然・人工的といった印象を与える恐れのある景観材料である。既設のものは、整備・補修の機会にできる限り撤去する。
	景観保全ルート外	①設ける場合には、出来る限り生け垣を用いる。 ②やむを得ず防護柵を設ける場合には、ダークグレー【10YR3/0.5】・ダークブラウン【10YR2/1】・黒系、光沢のないものを用いる。	グレーベージュ【10YR6/1】、光沢のないものを用いる。 (木柵上、護岸表面よりも護岸上の防護柵の方が目につきやすいため、色彩の配慮が必要)	
樋門、水路沿いに架かる橋梁の添架配管	樋門、水路沿いに架かる橋梁の添架配管	樋門や管の色彩検討が必要である。 (当面は、アドバイザーの助言が必要)	(該当ルートなし)	-
	景観保全ルート外	目立たない色(周囲の工作物と同系統の色、かつ周囲の工作物よりも暗めの色)、光沢のないものとする。	(該当ルートなし)	
護岸に取り付けた配管				
護岸の排水口・水抜きパイプ等				
排水口や水抜きパイプ等は、護岸表面から突出しないようにする。 排水口が護岸表面から突出する場合には、木製の囲いを設けるなどして直接見えないう工夫する。				

図8-3 水路護岸及び水路付属物に関する景観への配慮事項(「柳川市公共事業景観ガイドライン(案)」より抜粋 ※なお、文中に参照先として示されている表については、本節と関係の深い表-8のみ記載している)

(2) 樹木

掘割沿いの私有地に存在する大木等については、名勝の風致景観を形づくる要素としての重要度（掘割との近接性等）のみならず、護岸への影響及び通行への影響等の安全上の緊急度も加味し、下図に示すフローに従って、本質的価値を表す構成要素へのき損が認められる場合、公衆安全上危険である場合等の区分により対処を行うこととする。

また、緊急的には問題がない場合（A）であっても、近い将来に保存上・安全上の懸念が想定される場合には、公共事業により、個人による日常的な管理が可能な状態にまで近づけるための強剪定等を20～30年の周期で行っていく必要がある。そのような場合には、年次計画を立てたうえで、今後とも計画的・循環的に実施していくものとする。

なお、下図に示すA及びBの樹木（ただし、Bのうち緊急度が高く伐採の対象となるものは除く）は、今後の保存に関して所有者との合意形成を図るとともに、柳川市景観条例に定める景観重要樹木等への指定を検討する。

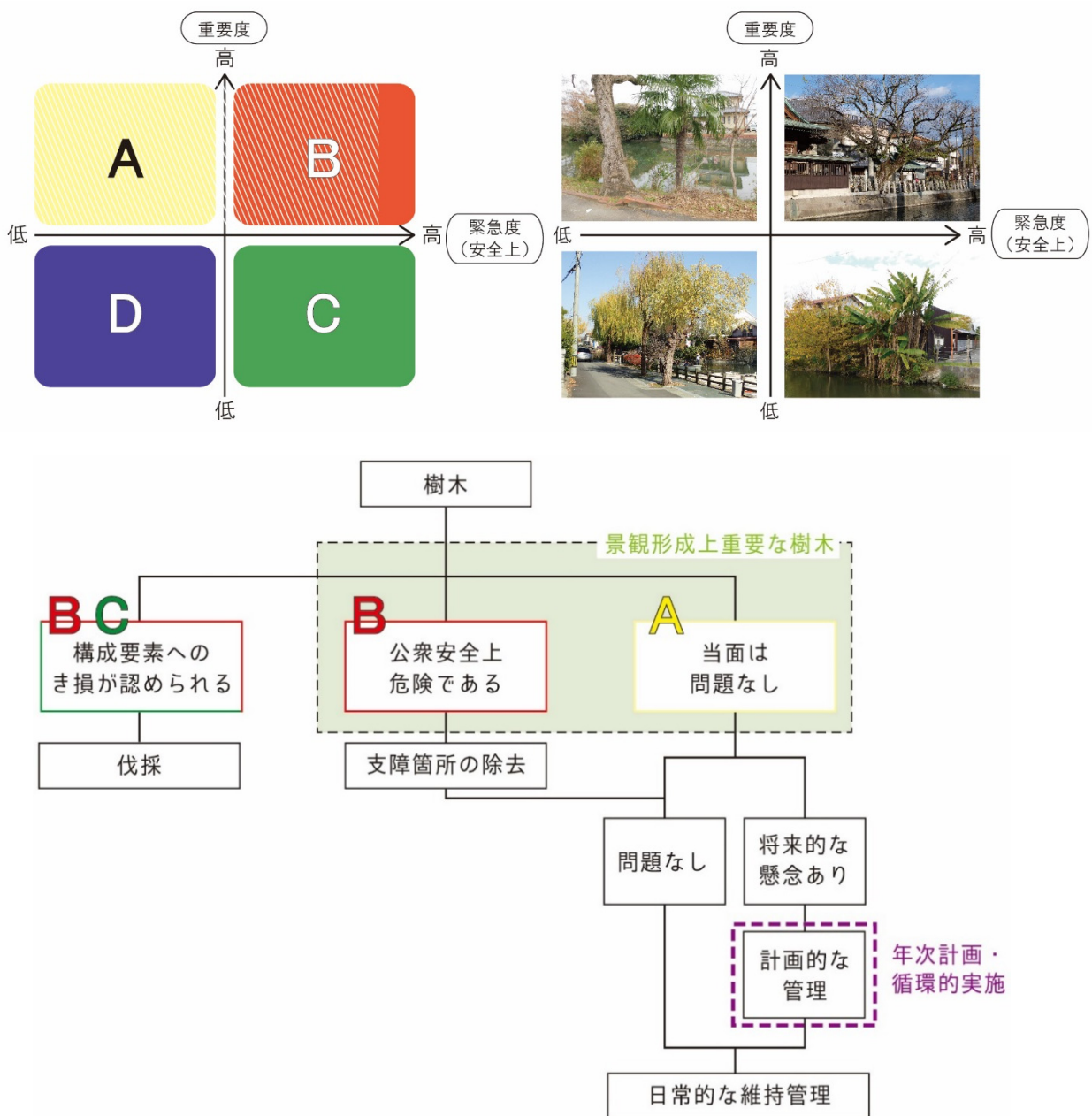


図 8-4 樹木の重要度・緊急度に基づく分類と計画的管理に向けたフロー

8-3. 活用のための整備

(1) 民有地における親水性を高めていくための整備

名勝指定地外は文化財保護法の対象ではないが、特に第2種地域を中心とする掘割沿いの区域については、活用のための整備を進めることが重要である。そのため、以下のとおり活用のための整備の方法を所有者に示し、その実現に努めることとする。

①汲水場等の設置による親水性の向上

- 掘割沿いには、可能な限り柵・塀を設けずに汲水場を設置することが望ましい。プライバシー保護のための目隠し又は安全上の囲いが必要な場合には、低木植栽による生垣の設置等を推奨する。
- 三柱神社境内の東側、北原白秋生家の南側、矢留地区など、住宅に隣接する細い掘割においては、今後とも歩道橋の新設等が想定される。その際、安全性に問題のない場合は親水性を確保するために柵の設置を最小限の範囲・規模とする。

②名勝水郷柳河の風致景観をまもり、つくるための取組み

- 掘割沿いに建築物その他の工作物を設置する場合には、名勝水郷柳河の風致景観と調和した景観づくりを推進するため、柳川市景観計画に定める景観形成基準を遵守するものとする。特に、名勝指定地の河川及び掘割において水道管等の工作物を新設・改修等を行う場合には、名勝の風致景観への影響が最小限となるよう工作物の位置の決定及び素材・色彩等の選定を行う。

(2) 公共空間における親水性を高めるための整備

①遊歩道等の整備・改修

- 現在整備されている「水辺の散歩道」・「白秋道路」・「愛鳥遊歩道」の舗装が老朽化した場合には、名勝の風致景観に配慮しつつ改修を行う。
- 現在、遊歩道が整備されている区間以外においても、周遊型観光の推進を目指し、観光ルートの設定と合わせた遊歩道の設置を進める。その際、舗装・休憩施設等は名勝の風致景観を阻害しない規模・形態・意匠（色彩）とする。
- 遊歩道沿いの並木については、適切な維持管理を行い、護岸に影響を及ぼすことのないよう配慮する。また、今後、樹木の植栽を行う場合には、護岸に影響を及ぼすことのないよう位置・本数を定めるとともに、名勝水郷柳河に相応しい外来種以外の樹種を選定する。

②その他親水空間の整備・改修

- 遊歩道の途上の休憩拠点となる場所及び解説の拠点となる場所には、名勝の風致景観の保全に配慮した意匠・形態の親水空間を整備し、東屋・ベンチ等の休憩施設を設置するとともに、解説サイン等を設置する。
- 既存の親水空間においては、風致景観の保全に配慮しつつ老朽化した舗装等の改修を行う。

(3) 名勝水郷柳河の本質的価値への理解を助けるための整備

① 展示解説拠点の整備

展示解説拠点の整備は、以下のいずれかの手法により行うこととする。今後、柳川市の関連施策及び地域の状況等を勘案しながら、名勝の風致景観に相応しい位置、意匠・形態・材料を選択する。

➤ 既存の展示解説施設の更新

あめんぼセンター・歴史民俗資料館・北原白秋生家等における展示解説施設において、名勝水郷柳河の本質的価値及び指定地の位置等を示した展示を行う。

➤ 解説のための施設の開設

新たに名勝の解説のための施設を開設する場合には、追加指定を検討している十時家住宅・渡辺家住宅等の建築物等を活用する方法についても視野に入れる。

② 案内サイン・解説サインの設置

➤ 西鉄柳川駅・三柱神社・北原白秋生家など掘割周辺の観光の拠点となる場所に、名勝水郷柳河のマップ及び周遊ルートを示す案内サインを新設する。

➤ 鋤崎土居・米多比隅・十時家住宅など、名勝水郷柳河の解説の拠点として相応しい場所に、解説サインを新設する。

8-4. 整備の方法

(1) 掘割

① 整備のためのゾーン設定

名勝指定地内は掘割を骨格として広範囲にわたることから、一定のゾーンに区分し、ゾーン毎に今後の整備の方法を示す。

なお、ゾーンは、景観的なまとまりに着目しつつ、保存の状況、開発行為等の状況、観光等への活用状況等が類似している一定の区域に基づき設定した。したがって、各ゾーンの縁辺のラインは正確な空間領域を示すものではない。各ゾーンの位置は図8-5に示すとおりである。

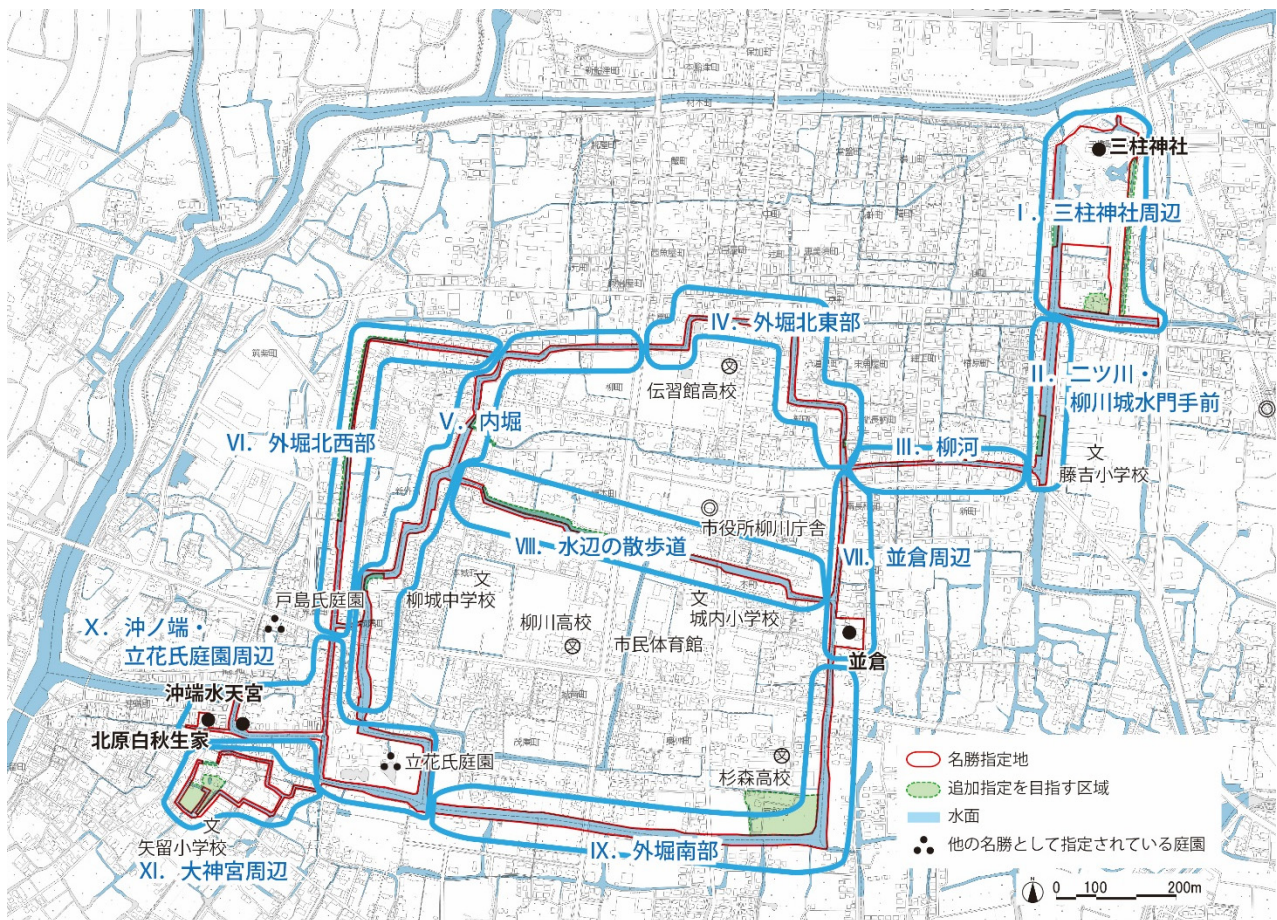


図8-5 整備のためのゾーン

②ゾーン毎の整備の方法

ゾーンⅠ：三柱神社周辺

【ゾーンの概要】

南側及び西側の掘割は幅員が広く、川下り舟が停泊し行き交うゾーン。三柱神社は、川下りのスタート地点として良く利用される名勝水郷柳河の玄関口とも言える場所に位置する。境内の参道では、春季大祭の流鏝馬、秋季大祭の「おにぎえ」などの祭礼行事も行われ、多くの人々が訪れる。



【整備の方法】

- 境内の西辺及び南辺の掘割において護岸の補修等を行う際には、自然石を化粧石として用いる。東辺及び北辺の掘割については、原則として現状維持とする。
- 川下り・祭礼行事等を目的として観光客が多く訪れるため、掘割の機能維持はもちろんのこと、積極的な修景を行う。
- 境内の南辺の掘割の護岸にはコンクリートの二次製品を用いて改修した部分が見られたり、民有地との間の植栽帯が繁茂したりしている個所が存在するため、川下りのスタート地点に相応しい景観づくりを行う。
- 境内の東辺は住環境に接する場所として清掃等を適切に行い、今後条件が整い次第名勝への追加指定を行う。
- 境内とその周辺の掘割との一体的な活用の方法について検討する。
- 境内は住宅地と接しているため、居住環境と観光利用との共存・すみ分けについて考慮する。
- ゾーンに隣接する懐月楼跡については、調査・研究を進めたうえで名勝への追加指定を行う。

ゾーンⅡ：二ツ川・柳川城水門手前

【ゾーンの概要】

柳川橋から新町水門橋までのゾーン。掘割の幅員は広く、両岸とも公衆用道路に面する。歩道沿いには柳が列植され、照明施設やサインが設置されている。「白秋祭」では、川下りのスタート地点となっており、水上に舞台が設置される。



【整備の方法】

- 城堀水門の周辺を除き、ほとんどの護岸がコンクリートの二次製品を用いた護岸へと改変されているため、特にコンクリート二次製品を用いた護岸については、改修の際に自然石を用いて修景を行うことが望ましい。
- 掘割西岸のヤナギ並木の中には根が育ちすぎているものがあり、東岸のヤナギ並木の中には植栽樹に比して大きくなりすぎているものがあるため、護岸の保護と歩道としての快適性の維持の観点から経過観察を行い、必要に応じて強剪定等を行う。

ゾーンⅢ：柳河

【ゾーンの概要】

新町水門橋から柳川市立図書館の南東端までのゾーン。3箇所ある橋では掘割の幅員が急激に狭くなり、増水時の流量を調整する役割を果たしている。掘割の両側はほとんどが民家で、川下りをしながら水辺の住まい・庭等の生活空間を身近に感じることのできるゾーンである。



【整備の方法】

- 掘割の護岸には築造当時の空石積みを維持した部分が多く、水とともにある暮らしの歴史が感じられるゾーンであることから、掘割の機能の維持を前提としつつ石積み護岸を維持・保存し、コンクリート二次製品等による改修部分については優先的に修景を行う。
- 掘割に隣接する空き地・空き家の活用及びそれらの適切な維持管理を行う。
- 掘割に面する住宅の汲水場については、今後とも所有者に維持していくことを推奨する。
- 護岸の石積みに緩み・孕みを生じさせている樹木については、経過観察のうえ伐採・強剪定を行う。
- 護岸を押し孕みを生じさせている樹木に関しては経過観察の上、伐採や強剪定を行う。

ゾーンⅣ：外堀北東部

【ゾーンの概要】

外堀の北東部にあたるゾーンであり、柳川市立図書館から福岡県立伝習館高校に至るまで「水辺の散歩道」が整備されている。外堀は柳川城内閣にあたる城内地区（御家中）外周を防衛するもので、本ゾーン北西部の辻門橋は、柳川地区から武家地である城内地区（御家中）へと渡るために架けられた。ゾーン西端では寺院境内の緑樹が深く水面に影を落としている。

京町駐車場付近は暗渠となっており、川下り等の活用は行われていない。



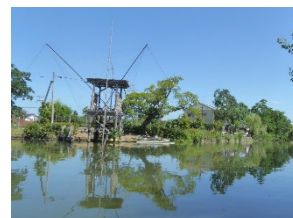
【整備の方法】

- 護岸の改修を行う場合には、原則として現状の工法を踏襲する。土坡となっている部分もあるが、隣接する敷地の利用上特に問題がない場合は、詰杭により水際の養生を行う。
- 住宅地と掘割との間の植栽帯の繁茂等が課題であり、管理主体を明確化する。
- ゾーンの周辺には商店街が所在し、今後、観光案内・情報発信を行う拠点施設が計画されているため、まちのにぎわいに寄与するよう良好な水辺の景観づくりを行う。
- 暗渠となっている区間は、イベント開催時に暗渠を巡るツアーを行うなど今後の観光利用を進める。また、良好な住環境及び散策等の利用に資するための整備及び維持管理を継続する。

ゾーンⅤ：内堀

【ゾーンの概要】

「内堀」と呼ばれる掘割のうち、クランク状に屈曲しつつ南北方向に掘割が走るゾーン。全体を通して南岸・西岸が散策路として整備されており、屈曲する掘割の角地には数か所のポケットパークが整備されている。東西方向の内堀と接続する場所には蜘蛛手棚・十時家住宅等が位置し、白秋の見た往時の風致景観を感じることでできる印象的な場所となっている。



【整備の方法】

- 護岸の経過観察を行い、必要に応じて改修等を行う。
- 水辺の散歩道のうち、沿道の老朽化した工作物及び舗装の改修等を行う。
- 近隣に点在する社寺境内及び愛鳥遊歩道沿いでは、掘割に面する樹木が過度に繁茂しており、鳥害を引き起こしている場所もあることから、対策を講ずる。
- 川下りの舟の上及び遊歩道の上からの展望を考慮し、掘割沿いの修景を行う。
- 顕彰碑・文学碑・蜘蛛手棚等は川下りの魅力向上に寄与していることから、今後とも維持する。
- 名勝の追加指定を視野に入れつつ十時家住宅の調査研究を行い、保存措置及び活用を進める。
- 護岸に影響を与えている大木は、現状調査を行い、長期的な視点の下に維持することを視野に入れた強剪定等の対応を図る。
- 遊歩道のさらなる活用に向け、ハード・ソフトの両面からルート・サイン等の整備を行う。

ゾーンⅥ：外堀北西部

【ゾーンの概要】

名勝指定地の北西端に位置するゾーン。現在、掘割の両岸はほとんどが民有地となっており、部分的に空地となっている敷地もある。現状では川下りコースとして利用されておらず、掘割沿いに道路等もないため、掘割に近づくことが困難である。ゾーンの南側における掘割沿いの遊歩道は「白秋道路」として公開されているが、観光客の利用は少なく生活空間としての性質が強い。



【整備の方法】

- コンクリート護岸への改変が進んでおり、観光利用も行われていないゾーンであることから、護岸の改修時には現状と同様のコンクリート護岸での整備を行う。
- 川下り等の観光に向けた活用の可能性は低いが、周辺の土地利用の状況等に鑑み、住宅地としての環境の維持・向上を図る。他のゾーンと比較して水量が少なく、水質の悪化等も懸念されるため、水環境の改善策を講ずる。
- 住環境としての快適さ及び掘割との接し方等を向上させるため、水質改善の施策を講ずるほか、他のゾーンに準じて住宅の建替等の際には汲水場・石段の設置等を推奨する。

ゾーンⅦ：並倉周辺

【ゾーンの概要】

白秋の『水の構圖』にも登場し、名勝水郷柳河の特質の一つである「並倉」の周辺ゾーンである。外堀コースと内堀コースの分岐点にあたり、舟の往来が多いため、川下り客へ向けた看板等が設置されている。幅員が徐々に広くなり、家屋が掘割の水際に直接面していない敷地、農地・空き地等の建築物が存在しない敷地が多く、接道が少ないため岸からの親水性及び水上から沿岸の暮らしへの近接性は低い。



【整備の方法】

- 護岸についてはコンクリート護岸への改変が進んでいるため、改修の際は基本的には現状を維持し、化粧石等による修景を行う。
- 並倉等の歴史的要素を確実に維持するとともに、並倉と共に水景を形作る周辺の修景等も行う。
- 掘割沿いに散見される空き地・空き家の活用及び適切な維持管理を行う。
- 生垣の設置、工作物の修景等が積極的に行われているゾーンであるため、今後ともそれを維持する。
- サイン等の設置に際しては、並倉を中心とする良好な景観を損ねないよう意匠・色彩等に配慮する。

ゾーンⅧ：水辺の散歩道

【ゾーンの概要】

「内堀」と呼ばれる城内小学校や日吉神社に近接し、護岸沿いは水辺の散歩道として遊歩道が整備されている。また、川下りの内堀コースとして観光客にも親しまれている。日吉神社と掘割の間には遊歩道及び船着場のデッキなどが整備されており、堀と日吉神社、遊歩道、オープンスペース、水辺が一体となって川下り客の目を楽ませる風致景観を形作っている。日吉神社側には水上売店が設置されている。



【整備の方法】

- 自然石の護岸が比較的良好に残るため、掘割沿いの宅地造成等を行う際には既存の護岸を維持する。
- 歴史的な要素、顕彰に関する要素が多いため、それらの保全を図りつつ重点的に修景等を行う。
- 護岸の修景など、積極的な景観づくりを行うとともに、遊歩道等の快適さを向上させる。
- 特に日吉神社周辺において、景観を形づくる樹叢の保存のために適切な管理を行う。
- 日吉神社の対岸は竹が繁茂し一部に護岸の崩れが見られるため、経過観察のうえ必要な措置を行う。

ゾーンⅨ：外堀南部

【ゾーンの概要】

城東橋から立花氏庭園の南東端に至るゾーンで、柳川城築城時代の土塁である「米多比角」の樹叢が特徴的な景観を形成している。南側には、市民文化会館整備予定地沿いに遊歩道や「からたち文人の足湯公園」が整備され、地域の人々の憩いの場となっている。北東側は比較的面積の大きな土地利用が続く一方、東側・南側には新興住宅地が広がり、堀との関わりは内堀に比べて希薄な印象である。掘割の幅は城東橋から南に下るにつれて徐々に広がっており、全体を通して開放的な印象のゾーンである。



【整備の方法】

- 護岸はき損箇所が多くないため、現状維持を基本とし、必要に応じて修景を行う。
- 生長により護岸に影響を及ぼしている樹木は、経過観察のうえ剪定等の対策を講ずる。
- 米多比隅は、周辺の遊歩道からの誘導路の整備及び解説施設の設置等を行う。
- 空き家・空き地、ソーラーパネルなど、観賞上の価値に影響を及ぼす土地利用への対策を講ずる。
- 掘割沿いの新興住宅地では、掘割との境に植樹を行うなど、生活空間と掘割とを緩やかに区分する景観づくりに向け地域住民への働きかけを行う。
- 川下り以外の観光客が来訪し散策を楽しむ様子はあまり見られないため、さらなる活用を検討する。
- 市民文化会館の開館後には、広場と一体となった遊歩道の活用施策及び駐車場等の修景等を行う。

ゾーンⅩ：沖端・立花氏庭園周辺

【ゾーンの概要】

名勝立花氏庭園、沖端水天宮、柳川の名物である鰻料理屋、土産物屋等が建ち並び、川下り後の観光客も多く行き交うゾーン。外堀から続く約120mの区間は堀の両岸に柳の木が列植され、川下りの舟が多く停留する。川下りコースの終点としての利用が多い。立花氏庭園は掘割沿いの豊かな樹叢をなしている。



【整備の方法】

- 護岸の石積みのき損箇所については、観光客の利用も多く、観賞対象としての性質が強いことから、適切な復旧（修理）及び水景に配慮した修景等を行う。
- 名勝立花氏庭園の周辺の樹木については、石積み護岸のき損を誘発する傾向も見られることから、伐採・強剪定を行い、石積みの補修等を行う。
- 沖端水天宮周辺の道路舗装は経年により部分的に隙間が生じているため、護岸と一体的な改修を早急に行う。
- 北原白秋生家の周辺の幅の狭い掘割については、水質の維持・改善の施策を講ずる。
- 観光客をより効果的に誘導するため、観光部局と連携しつつサイン等を改修・整備する。

ゾーンXI：大神宮周辺

【ゾーンの概要】

名勝指定地の南西端にあたる矢留大神宮周辺のゾーン。外堀の南西端から住宅地に続く幅の狭い掘割は、かつて人々の生活用水として路地裏に引かれたものであり、住宅の背面を流れ、汲水場・恵比須神を祀る祠など水との関わりを感じさせる要素も多い。生活環境と掘割が近接しており、観賞対象としてよりも生活の場としての性質が強い。また、矢留大神宮の敷地内には「白秋詩碑苑」が整備されている。



【整備の方法】

- 住宅地に入り組んだ幅の狭い掘割が続くゾーンであり、護岸の石積み等も良好に残されているため、現状維持を基本とする。
- 専念寺周辺の樹木は大木化し、護岸をき損しているものも多いため、崩落等の危険を生じる可能性のあるものについては伐採する。
- 生活空間としての快適さを維持・向上させるため、幅の狭い掘割を清掃し、水質の改善を図る。
- 矢留大神宮・白秋詩碑苑の周辺は、今後の観光利用が期待されるため、老朽化した便益施設の改修、サイン等の解説施設の整備、北原白秋生家等とのアクセス向上を図るための案内施設の整備を行う。
- 住宅地としての環境の保全と観光のための施策との両立を図る。

(2) 掘割以外の指定地

北原白秋生家

【指定地の概要】

明治から昭和にかけて、日本の近代文学に偉大な足跡を残した詩人北原白秋の生家である。

白秋は代々柳川藩御用達の海産物問屋を営む旧家に生まれ、造り酒屋であった生家は、明治34年(1901)の大火で大半は焼失したが、主屋は残り、昭和44年の主屋の復旧(修理)と同時期及びその後の時期において、その他の建築物の復元整備が行われ、白秋が暮らした時代の様子が再現されている。

復旧(修理)工事後に生家は一般公開され、昭和60年(1985)には掘割の対岸に位置する酒蔵跡地に市立歴史民俗資料館(北原白秋記念館)が建設された。



【整備の方法】

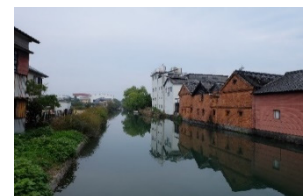
- 老朽化した建築物の復旧(修理)を行う。特に主屋の屋根は老朽化が進んでおり早急に葺替を行う。
- 市立歴史民俗資料館(北原白秋記念館)と一体となった展示内容について検討を進め、白秋の詩作に影響を与えた幼少期の暮らしぶり、沖端の風土、さらには名勝水郷柳河の本質的価値が効果的に伝わるような活用を行う。

並倉

【指定地の概要】

「御家中」と呼ばれる柳川城内郭の外堀と内堀との分岐点付近にある「鶴味噌醸造」の倉である。明治末から大正期にかけて建築された通称「並倉」と明治後期に建築された倉などで構成され、現在も味噌醸造工場及び附属施設として使用されている。

並倉及びクミバ・オケヤゴヤ等の建物が西面する掘割と共につくる水景は『水の構圖』に掲載された姿を保ち、川下りの大きな見どころの一つであり、本市を代表する水郷景観として写真及び映像・イラストにより表現され紹介されることが多い。



【整備の方法】

- 今後とも、所有者が現在の機能を維持できるように老朽化した建築物の復旧(修理)を行う。特に並倉北棟・中棟・南棟の梁部の腐朽が深刻であるため、早急に対応する。
- 建築物の老朽化に対応した構造補強等を行うとともに、外観の保全にも十分配慮する。

三柱神社

【指定地の概要】

三柱神社は西鉄柳川駅からほど近い距離にあり、また神社南側の参道入口や周辺に川下りの出発地点として乗船場が集積しているため、多くの観光客が訪れる水郷柳河の玄関口とも言える場所に位置する。

年始の初詣等の機会には多くの市民が訪れ賑わいをみせ、高畑公園においても様々なイベントが開催されている。境内には普段から参拝客及び散策する地域住民の姿がみられ、市民の憩いの場でもある。

春季大祭の流鏝馬、秋季大祭の「おにぎえ」などの祭礼行事も行われ、多くの人々が訪れる。「おにぎえ」では神社造営の頃から継承されている囃子山車「どろつくどん」が御神幸に連なり参道を進み、太鼓形の泰月橋（通称「欄干橋」）を一気に駆け降りる勇壮な様子は祭りの大きな見どころとなっている。



【整備の方法】

- 老朽化した建築物等の復旧（修理）を必要に応じて継続する。特に本殿の老朽化・蟻害が進んでいるため、早急に対処する。
- 特に省耕園の周辺、本殿東側の庭園跡の周辺等において樹木が過度に繁茂しているため、実生木等を中心に整理するとともに、鳥害及びマツクイムシ等の害虫への対応を行う。
- 参道のマツ・サクラ等については、適切な維持管理を行う。
- 敷地西辺の遊歩道は舗装の老朽化及び沿道の緑樹の繁茂が進み、活用されていない状況にある。今後は三柱神社敷地と掘割との近接性を回復することを考慮しつつ、遊歩道の再整備を行う。

沖端水天宮

【指定地の概要】

沖端水天宮は、白秋生家のある沖端地区の掘割に面して建造され、社殿及び緑樹が掘割の水面と一体となった風致景観を形づくっている。

毎年5月の水天宮祭等に奉納される沖端水天宮舟舞台囃子は藩政時代に由来し、明治2年（1869）に水天宮が勧請された後に現在の姿となり継続されている伝統芸能であり、沖端の風物詩となっている。



【整備の方法】

- 掘割沿いの護岸は良好に残されているが、生長したエノキにより、き損が生じている。エノキは地域に親しまれ、景観上も重要な樹木であることから、平成31年度（2019）以降に予定されている周辺の道路整備事業と併せて、可能な限り保存していけるよう技術的な検討を行う。
- ・観光客の多い場所であるため、観光部局とも連携しつつ効果的に名勝の価値を周知できるようサイン等の改修・整備を行う。